

## ○山鹿市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和6年3月25日  
条例第2号

### (目的)

第1条 この条例は、議会の議員が市に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号工において同じ。)における市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、次に掲げる事項を議長に報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
- エ 当該前会計年度において支払を受けた金額の総額

#### (2) 2以上の請負をしている場合は、前号工に掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定により報告した事項を訂正する必要があるときは、遅滞なくその内容を議長に報告しなければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその一覧表を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告に係る書類は、議長において、同条第1項に規定する期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告に係る書類の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に對価の支払を受ける請負について適用する。